

その生き物、獲れません！

海辺にいる生き物を勝手に獲ってしまうと、法令により罰せられる場合があります。

特定水産動植物

どの場所でも獲ることができません



アワビ



ナマコ

漁業権対象種

漁業権区域内では獲ることができません



イセエビ



ハマグリ

※潮干狩りについては県HP
をご覧ください。



ウニ

ほかにも、貝類や海藻等
様々な生き物が、漁業権
対象種になっています。

茨城県の海にはルールがあります

●獲ってはいけない生き物がいます！

茨城県の海には、一般の方が獲ってはいけない生き物がいます。軽い気持ちでこれらの生き物を獲ってしまうと、**密漁**となり、**罰せられる**場合があります。

※特定水産動植物：アワビ、ナマコ

どの場所でも獲ることはできません。

1個でも獲ってしまうと罰せられる場合があります。

3年以下の懲役又は3000万円以下の罰金

※漁業権対象種：イセエビ、ハマグリ、ウニなど

漁業権区域内では獲ることはできません。

場所によって生き物の種類が決められており、

勝手に獲ってしまうと、**漁業権侵害(100万円以下の罰金)**

で罰せられる場合があります。

●使用できる道具が決まっています！

茨城県の海では、一般の方が生き物を獲れる方法が決まっています。

- ①竿釣り・手釣り
- ②たも網・さで網
- ③投網（船は使用できません）
- ④やす・は具（は具：熊手等 大きさに制限があります）
- ⑤徒手採捕（手づかみ）

上記以外の方法で生き物を獲ると罰せられる場合があります。



詳しくは

茨城県 海のルール

検索

茨城県農林水産部漁政課 TEL：029-301-4080

<https://www.pref.ibaraki.jp/nourinsuisan/gyosei/chosei/leisure/index.html>